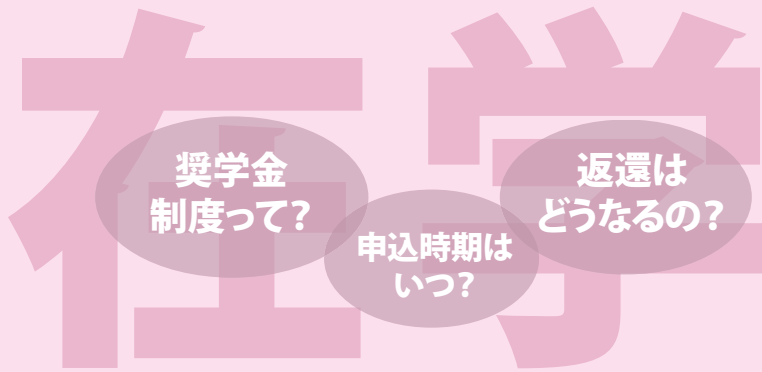


大学・短期大学・専修学校専門課程に在学中の

奨学金を希望する皆さんへ

(スカラネット入力下書き用紙在中)



無利子貸与奨学金
■ **第一種奨学金**
(所得連動返還型無利子奨学金を含む)
〔定期採用・緊急採用〕

有利子貸与奨学金
■ **第二種奨学金**
■ **入学時特別増額貸与奨学金**
〔定期採用・応急採用〕

ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>



日本学生支援機構とみなさんとの連絡は学校を通じて行われますが、ホームページにおいても情報を提供していますので、活用してください。



目次

	ページ
第1部 日本学生支援機構の奨学金制度	3
Ⅰ. 奨学金を希望する皆さんへ	3
Ⅱ. 奨学金の概要	4
1. 奨学金の種類	4
2. 貸与金額	5
3. 保証制度	6
4. 利率の算定方法	6
5. 個人信用情報機関への登録	6
6. 【重要】	6
第2部 募集要項等	7
Ⅰ. 申込みにあたって	7
1. 募集時期	7
2. 申込資格	7
3. 申込基準	7
4. 保証制度の選択	8
5. 機関保証制度について	9
6. 利率の算定方法の選択	10
7. 個人信用情報機関の利用と登録等についての同意	10
Ⅱ. 貸与を受けている間の注意事項	11
Ⅲ. 貸与終了後の返還	11
第3部 申込手順等	12
Ⅰ. 申込手順	12
Ⅱ. 採用時の手続き	13
1. 採用決定	13
2. 「奨学生証」・「返還誓約書」等の交付	13
3. 「返還誓約書」の提出	13
Ⅲ. 提出書類	14
1. 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（確認書兼同意書）	14
2. 収入に関する証明書類	14
3. その他	18
Ⅳ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領	19
1. 源泉徴収票を用いる場合	19
2. 所得税の確定申告書を用いる場合	20
3. 特別控除に関する証明書類	21
Ⅴ. スカラネットによる申込み	22
1. スカラネット入力に関する注意事項	22
2. スカラネット用ホームページへアクセス（接続）	23
第4部 関係資料	26
資料1 スカラネット入力に係る注意事項	26
資料2 入学時特別増額貸与奨学金について	27
資料3 第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の利率の算定方法	27
資料4 奨学金の返還（月賦返還の例）	28
資料5 機関保証制度の仕組み	30
資料6 機関保証制度の保証料（目安）	31
資料7 機関保証制度の「保証委託約款」	32
資料8 個人信用情報の取扱いに関する同意条項	33
資料9 「所得連動返還型無利子奨学金」制度について	34
資料10 スカラネット・パーソナルについて	35

◆ 「スカラネット入力下書き用紙」は18～19ページの間に挟み込んでいます。

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」※（日本ペリサイン社）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー：暗号通信）方式を採用することによって、現在インターネット通信技術で最も高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」：

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

奨学金申込みから採用後までの流れ

★奨学金の申込みは、在学する学校の奨学金担当窓口（以下「学校」という）を通して行います。

募集（機構▶学校▶学生）

申込み・書類提出（本人▶学校）

※「緊急採用（無利子）」、「
「応急採用（有利子）」は
随時申込みができます。

学内選考

推薦（学校▶機構）

日本学生支援機構選考

採用の決定・通知（機構▶学校▶本人）

「返還誓約書」の提出（本人▶学校▶機構）

振込み

卒業（貸与終了）

返 還

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

日本学生支援機構（以下「機構」という）は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですから、**返還の義務**があり、**必ず返還**しなくてはなりません。

返還は貸与終了後から始まります。返還が滞ると、返還が終わっていない全額と延滞金等を一括で返していただくことになります。

なお、返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。

★奨学金の貸与を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用……………進学する前に貸与を申し込みます。

在学採用……………進学後に貸与を申し込みます。

この冊子では、在学採用について説明します。

奨学金の申込みは、在学している学校の奨学金窓口を通して行います。

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

申込みに基づく学校からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、学校を通じて通知します。

機構が貸与する奨学金には次の種類があります（4ページ参照）。

1. 第一種奨学金（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 奨学金は貸与です。「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 奨学生が学校を出てから返還するお金が、次の世代の奨学金として使われます。奨学金は、世代間をつなぐ支援の仕組みです。
- (3) 奨学金の貸与を受ける（申込みをする）のは学生・生徒本人です。**返還義務も本人にあります。**
- (4) 入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。希望者は、必ず第一種奨学金または第二種奨学金とあわせて申し込みます。
- (5) 奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。



予約採用とは、高等学校等に在籍中の方を対象に実施するものです。

すでに国内の大学・短期大学・専修学校専門課程に進学された皆さんが、在学中に奨学金の貸与を希望する場合、申し込み機会は在学採用のみとなります。

II. 奨学金の概要

機構では、平成28年度に国内の大学、短期大学、専修学校専門課程に在学している人を対象に奨学金の募集を行います。希望者は、この冊子をよく読み、申し込んでください。

1 奨学金の種類

採用の種類は次の2種類、奨学金の種類は次の3種類です。

●定期採用

奨学金の種類	募集時期	貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
①第一種奨学金 【無利子】 (注1)	4月	平成28年4月	卒業予定期
②第二種奨学金 【有利子】	4月	平成28年4月～9月の間で希望する月	卒業予定期
③入学時特別増額 貸与奨学金 【有利子】	(注2)	振込は1回	

●緊急採用・応急採用

奨学金の種類	募集時期	貸与始期 (注3) (いつから)	貸与終期 (いつまで)
①緊急採用 第一種奨学金 【無利子】 (注1)	随時	家計急変の事由が発生した月～平成29年3月の間で希望する月	平成29年3月 (注4)
②応急採用 第二種奨学金 【有利子】	随時	家計急変の事由が発生した月～平成29年3月の間で希望する月 ただし、家計急変の事由が発生した月が平成28年5月以降の場合は、平成28年4月までさかのぼることができる。	卒業予定期
③入学時特別増額 貸与奨学金 【有利子】	(注2)	振込は1回	

貸与始期は、上記のとおりとなりますが、休学、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）、留学に相当する間を貸与始期とすることはできません。

(1) 採用の種類

「定期採用」「緊急採用・応急採用」の2つがあり、募集時期が異なります。

①定期採用

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めています。

②緊急採用・応急採用

家計支持者（父母、または父母に代わって家計を支えている人）の失業、破産、事故、病気、死亡等または火災、風水害等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので学校に相談してください（ただし、家計が急変してから12か月以内に申し込む必要があります）。

(2) 貸与期間

上記の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（大学・短期大学・専修学校等）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種又は第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金は、手続きにより全ての学校区分を通じて1回限り、第二種奨学金は、各々の学校区分において1回限り、現に在学する学校の修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。

詳しくは、学校に確認してください。



(注1)

所得連動返還型無利子奨学金を含みます。

(注2)

第一種・第二種のどちらか（または、両方）と同時申込みとなります。申込みは、入学（編入学）時の1回に限ります。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

なお、対象は1年次（編入学者は編入学年次）のみとなります。

(注3)

家計急変事由の生じた月が平成28年4月より前の場合は、家計急変の生じた月までさかのぼることができます。ただし、平成28年度入学者は、入学月までしかさかのぼることができません。

(注4)

所定の期限内に願い出た場合は翌年度末まで継続が可能となります。毎年手続きをすることで卒業予定期まで継続が可能です。



第一種奨学金の再貸与を希望する場合は、別途再貸与に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、学校に確認してください。



長期履修学生について

学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- ・第一種奨学金
その在学期間にかかわらず、通常課程の標準修業年限に該当する期間を最長とします。

- ・第二種奨学金
採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

2 貸与金額

(1) 貸与金額

貸与金額については下記のとおりです。

(平成28年度入学者の場合)

奨学金の種類		学校の種類	貸与金額					
			国・公立		私立			
			自宅	自宅外	自宅	自宅外		
①第一種奨学金	無利子	月額	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	
			30,000円					
②第二種奨学金	有利子	月額	大 学	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
			30,000円					
③入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	大 学	30,000円	50,000円	80,000円	100,000円	120,000円
			短期大学 専修(専門)	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円

① 第一種奨学金

「学校の種類・設置者(国公立、私立)・通学形態(自宅、自宅外)」に応じた金額が「3万円」のどちらかを選択します。

② 第二種奨学金

表中の金額のいずれか1つを申込時に選択します。

基本月額12万円を選択した場合に限り、希望により、私立大学医学・歯学課程は4万円、薬学・獣医学課程は2万円の増額を申込時に選択できます。

③ 入学時特別増額貸与奨学金(一時金)

希望により、表中の金額のいずれか1つを申込時に選択することができます。振込みは、原則月額の初回振込時となります。



重要

入学時特別増額貸与奨学金の対象者は、「国の教育ローン」を利用できない人です。

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫(以下「公庫」という)の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。

申込みを行い、公庫が定める申込みの要件(下記(注)参照)を満たしたうえ、公庫の審査の結果、融資を断られた場合のみ、機構の入学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。貸与を受ける場合には、機構が定める書類を提出する必要があります。

機構が定める要件に合致する場合は、入学時特別増額貸与奨学金に係る書類の提出は免除されます。詳しくは27ページ(第4部 関係資料 資料2)をご覧ください。

(注)【公庫が定める要件】

1. 借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること



通学形態が「自宅外」の場合でも、「自宅」に応じた金額を選択することも可能です(「自宅」の場合で「自宅外」に応じた金額を選択することはできません)。



経済状況等により、「①第一種奨学金」と「②第二種奨学金」両方の貸与を受けることができます(これを「併用貸与」という)。この場合は、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、年収・所得額の上限について第一種奨学金よりさらに低い家計基準が適用されます。

併用貸与は、貸与総額(返還総額)が多額になりますので、申し込むかどうかをよく考え、また申し込む場合でも、貸与月額については卒業後に返還することを考えて慎重に選択してください。



奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座(学生本人名義に限る)に、原則として1か月分ずつ振り込まれます。



申込時に申込者本人名義の日本国内の銀行、ゆうちょ銀行、信用組合(一部を除く)、信用金庫、労働金庫の普通(総合)口座が必要です。(信託銀行、農協、新生銀行、外資系銀行(シティバンク銀行等)、ネットバンク(あおぞら銀行・セブン銀行等)、海外金融機関等は指定できません。また、インターネット支店も不可です。)

(2) 貸与金額の選択

(1) の表の中の金額から選択してください。選択するにあたっては、返還時の負担（あなたの将来の収入からの返還です）を考え、必要最小限の金額を選択してください。

貸与額とそれに応じた返還金額（返還例）については、28ページ（第4部 関係資料 資料4）のほか、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができます。事前に確認し、活用してください（29ページ参照）。

3 保証制度

奨学金の貸与を受けるにあたっては、(1) 機構が定める要件に合致する人に連帯保証人等を引き受けてもらうか、(2) 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という）の連帯保証を受ける必要があります。要件に合致する人の保証を受けることを「人的保証」、保証機関の保証を受けることを「機関保証」といいます。

保証は貸与を受けるにあたって非常に重要ですので、8ページ「4 保証制度の選択」の説明をよく読んでどちらにするか決めてください。

4 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。

いずれの方式も、利率に上限があります。詳しくは、27ページ（第4部 関係資料 資料3）をご覧ください。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

（実際の利率及び割賦金は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構のホームページにも利率を掲載します。

5 個人信用情報機関への登録

あなたの返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていることが個人信用情報機関に登録されます（10ページ「7 個人信用情報機関の利用と登録等についての同意」参照）。

6 【重要】

(1) 外国籍の方へ（在留資格の確認について）

外国籍の方は申込資格に制限があります。

在留資格の記載がある書類を在学する学校へ提示のうえ、申込資格を満たしているかを確認してください。

在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者（注）」である人は、奨学金の申込資格があります。

なお、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」第2条の2に規定する在留資格をもって在留する人（右表参照）は、申込資格がありません。

奨学生として採用されたとしても、後日申込資格が無いことが判明した場合は、その時点で奨学金の振込みを停止し、この採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金全額を速やかに返金していただくことになります。

(2) 過去に機構の奨学金を受けたことがある方へ

過去に機構の奨学金を受けたことがあり新たに奨学金を希望する場合、申込日現在でその奨学金の返還を延滞している時は、奨学金を申し込むことはできません。万一奨学生として採用後、過去に受けた奨学金が延滞中であることが判明した時は、その採用を取り消します。



貸与金額は、申込時の最後の画面（24ページ（6）「奨学金申込情報一覧」）でも、増額、減額とも変更できます。将来の返還を考え、慎重に判断してください。

また、貸与が開始した後においても、所定の手続きを行うことで増額、減額とも貸与月額を変更できます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金は、申込時に選択した金額となり、貸与開始後は変更できません。



奨学金の貸与を申し込む時に、個人信用情報機関の利用と登録等について同意する必要があります。

（注）「定住者」は、状況によって申込資格に制限があります。将来永住する意思の無い人は、申込資格はありません。申込資格の有無については、必ず在学する学校に確認してください。

申込資格の無い在留資格	
1	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
3	文化活動、短期滞在
4	留学、研修、家族滞在
5	特定活動

この冊子では、定期採用を中心に説明します。

1 募集時期

在学する学校に必ず確認し、募集時期を逃がさないよう注意してください。

2 申込資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。ただし、休学、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）、留学に相当する間は申込みできません。過去に奨学金を受けたことがある人は、4ページ「(2) 貸与期間」を参照してください。

外国籍の人や過去に機構の奨学金を受けたことのある人は、6ページの **6**【重要】を参照してください。

3 申込基準

(1) 学力基準

学種	第一種奨学金	第二種奨学金
大学	<1年次> 次のいずれかに該当すること ①高校または専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.5以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者<2年次以上> 本人の属する学部(科)の上位1/3以内	①~④のいずれかに該当すること ①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる人 ②特定分野で特に優れた資質能力を有すると認められる人 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準すると認められる人
短大	<1年次> 次のいずれかに該当すること ①高校または専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者<2年次以上> 本人の属する学科の上位1/3以内	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる人 ②特定分野で特に優れた資質能力を有すると認められる人 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準すると認められる人
(専修学校(専門課程))	<1年次> 次のいずれかに該当すること ①高校または専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者<2年次以上> 本人の属する学科の上位1/3以内	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる人 ②特定分野で特に優れた資質能力を有すると認められる人 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込があると認められる人 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準すると認められる人

(2) 家計基準

家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の年間の収入及び所得金額から規定で定められている特別控除額(家族構成、家庭事情等により異なる)等を差し引いた金額(認定所得金額)が、収入基準額以下であること。

4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

年収・所得の上限額の目安

想定している世帯構成

4人世帯: 本人、父、母(無職無収入)、公立高校生の弟妹1人

5人世帯: 本人、父、母(無職無収入)、公立高校生の弟妹1人、中学生の弟妹1人

(単位: 万円)

学種	設置者	世帯人数	通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
				給与所得 (注1) <収入金額>	給与所得以外 (注2) <所得金額>	給与所得 (注1) <収入金額>	給与所得以外 (注2) <所得金額>	給与所得 (注1) <収入金額>	給与所得以外 (注2) <所得金額>
大学	国公立	4人	自宅	776	345	1,120	688	715	302
			自宅外	824	392	1,167	735	781	349
	5人	自宅	910	478	1,288	856	872	440	
		自宅外	1,004	572	1,382	950	966	534	
	私立	4人	自宅	824	392	1,167	735	781	349
			自宅外	871	439	1,214	782	828	396
5人	自宅	1,004	572	1,382	950	966	534		
	自宅外	1,098	666	1,476	1,044	1,060	628		
短大	国公立	4人	自宅	755	330	1,105	673	693	287
			自宅外	809	377	1,152	720	760	334
	5人	自宅	880	448	1,258	826	842	410	
		自宅外	974	542	1,352	920	936	504	
	私立	4人	自宅	807	375	1,150	718	757	332
			自宅外	854	422	1,197	765	811	379
5人	自宅	970	538	1,348	916	932	500		
	自宅外	1,064	632	1,442	1,010	1,026	594		
専修学校(専門課程)	国公立	4人	自宅	719	305	1,080	648	657	262
			自宅外	782	350	1,125	693	722	307
	5人	自宅	830	398	1,208	776	792	360	
		自宅外	920	488	1,298	866	882	450	
	私立	4人	自宅	801	369	1,144	712	749	326
			自宅外	846	414	1,189	757	803	371
5人	自宅	958	526	1,336	904	920	488		
	自宅外	1,048	616	1,426	994	1,010	578		



学校の選考委員会等が人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者の中から選者のうえ、機構に推薦します。機構ではこの推薦を受けて審査を行い、奨学生として採用を決定します。なお、基準を満たしていても、予算の関係で採用されない場合があります。



(注1) 給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額等の年間の収入金額になります。詳しくは、16~17ページを参照してください。

(注2) 給与所得者以外の場合、所得税の確定申告書における所得金額になります。詳しくは、16ページを参照してください。

4 保証制度の選択

保証制度には、「人的保証制度」と「機関保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が選択します。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。

以下の説明をよく読んで、選択してください。

(1) 人的保証制度

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。必ず事前に、連帯保証人及び保証人となる人から引き受けることの承諾を得てください。必要な書類(注1)を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。事前に承諾を得る際に、書類提出の可否を確認してください。

●**連帯保証人**…あなた(奨学生本人)と連帯して返還の責任を負う人です。原則として「父母のどちらか」。

次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ① あなた(奨学生本人)が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。
- ② あなた(奨学生本人)が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、あなた(奨学生本人)の兄弟姉妹・おじ・おば等の4親等以内の親族であること。
- ③ 未成年者及び学生でないこと。
- ④ あなた(奨学生本人)の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
- ⑤ 債務整理中(破産等)でないこと。
- ⑥ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなた(奨学生本人)が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

●**保証人**…あなた(奨学生本人)と連帯保証人が返還できなくなったときに、あなた(奨学生本人)に代わって返還する人です。原則として「おじ・おば・兄弟姉妹等」。

次の条件すべてに該当する人を選任してください。

- ① あなた(奨学生本人)及び連帯保証人と別生計であること。
- ② あなた(奨学生本人)の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ③ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で65歳未満であること。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
- ④ 未成年者及び学生でないこと。
- ⑤ あなた(奨学生本人)または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
- ⑥ 債務整理中(破産等)でないこと。
- ⑦ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなた(奨学生本人)が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

ただし、連帯保証人の②、保証人の②③については「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者」に代えることができます。(注2)

(2) 機関保証制度(30ページ(第4部 関係資料 [資料5] 参照))

保証機関(協会)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です(一定の保証料の支払いが必要)。連帯保証人・保証人の届出は不要ですが、「本人以外の連絡先」(機構が本人と連絡が取れない場合に、機構から電話などによって本人の住所・電話番号等を照会できる人)を届け出る必要があります。あらかじめ連絡先となる人には役割をよく説明し、承諾を得てください。

保証料を支払っているから返還しなくてもよいということではありません。奨学金の貸与を受けた本人に返還の義務があります。詳細は30ページ(第4部 関係資料 [資料5])を参照してください。

(3) 保証制度の選択

保証制度は、申込時に選択して届け出ます。

同時に、人的保証を選択した場合は連帯保証人及び保証人の氏名等の届出を、また機関保証を選択した場合は「本人以外の連絡先」の届出を行います。

人的保証を選択した場合は、採用時に提出しなければならない書類(「返還誓約書」)に連帯保証人及び保証人が自署・押印(実印)し、印鑑登録証明書等を添付しなければなりません。



併願または併用貸与を希望する場合は、第一種奨学金と第二種奨学金との間で異なる保証制度を選択することはできません。



(注1) 連帯保証人・保証人ともに「返還誓約書」提出時に印鑑登録証明書等の添付が必要です。13ページ「(2) 人的保証制度を選んだ人」の項を参照してください。

(注2) 連帯保証人の②、保証人の②③の条件を満たさない人を選任する場合は、「返還誓約書」提出時に(注1)の書類に加えて「返還保証書」及び以下の①～③の「返還を確実に保証できる人」の基準のいずれかを満たす収入・所得や資産に関する証明書類の提出が必要です。

- ① 源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、年金振込通知書等(☆)
 - ・ 給与所得者の場合
年間収入 \geq 320万円
 - ・ 給与所得者以外の場合
[給与所得以外+給与所得のうち含む]
年間所得 \geq 220万円
(☆年金収入は給与として扱う)
- ② 預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等
預金残高+評価額 \geq 貸与予定総額
- ③ ①と②の組み合わせ
(預金残高+評価額) / 16年
年間収入 \geq 320万円(※)
(※所得の場合は220万円)



選択した保証制度、届けた連帯保証人・保証人は原則として変更できません。

ん。この段階になって連帯保証人等から断られることのないように、申込みの時点から依頼する予定の人によく説明をして承諾を得ておいてください。

なお、返還誓約書を提出しない場合は、採用が取り消されます（13 ページ参照）。

5 機関保証制度について

(1) 機関保証と返還

機関保証に加入し保証料を支払っている場合でも、奨学金は貸与を受けた本人が返還しなければなりません。

保証機関（協会）が本人に代わって返済した場合、保証機関（協会）は本人にその金額（奨学金の未返済額及び延滞金等）を一括して請求します。また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

(2) 保証の範囲と保証の期間

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。1 回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、31 ページ（第4部 関係資料 [資料6]）を参照してください。

(4) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返す場合があります。

- ①全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- ②一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返す保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または振替用口座（リレー口座）です。

(5) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）が本人に代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後は、本人が保証機関（協会）に対して原則一括で代位弁済額を返済することになります。



重要

機関保証から人的保証への変更はできません。

- 人的保証から機関保証への変更については、連帯保証人または保証人が死亡・破産等やむを得ない事情により変更を行う必要が生じた場合で、代わりの連帯保証人または保証人を選任することが困難なときは認められる場合がありますので、速やかに学校へ申し出てください。ただし、変更する場合はすでに貸与している奨学金について、一括による保証料の支払いが必要となります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。



保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない。」といった誤った考えをもたないようにしてください。



公益財団法人日本国際教育支援協会のホームページ (<http://www.jees.or.jp/>) もご覧ください。



奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。



死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。



代位弁済額の返済を滞納した場合は、年 10% の遅延損害金がかかります。

なお、特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、本人の事情に応じて個別に対応することになります。

6 利率の算定方法の選択

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、利率の算定方法を選択します。利率の算定方法には、「利率固定方式」と「利率見直し方式」の2つがあり、申込時にどちらか一方を選択します。詳しくは27ページ（第4部 関係資料 [資料3]）をご覧ください。

7 個人情報情報機関の利用と登録等についての同意

奨学金申込時に、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については33ページ（第4部 関係資料 [資料8]）をご覧ください。

- (1) 新規返還者については、返還開始後6か月経過時点で延滞3か月以上の場合に、個人情報情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます（6か月経過以降は延滞3か月になった時点）。
- (2) 奨学金の貸与者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- (3) 一度登録されると、その後の返還情報（返還・延滞等）も登録され、返還完了後も5年間は登録されます。
- (4) 個人情報情報機関に延滞や代位弁済の情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローンや自動車ローンなどの各種ローンが組めなくなる場合があります。

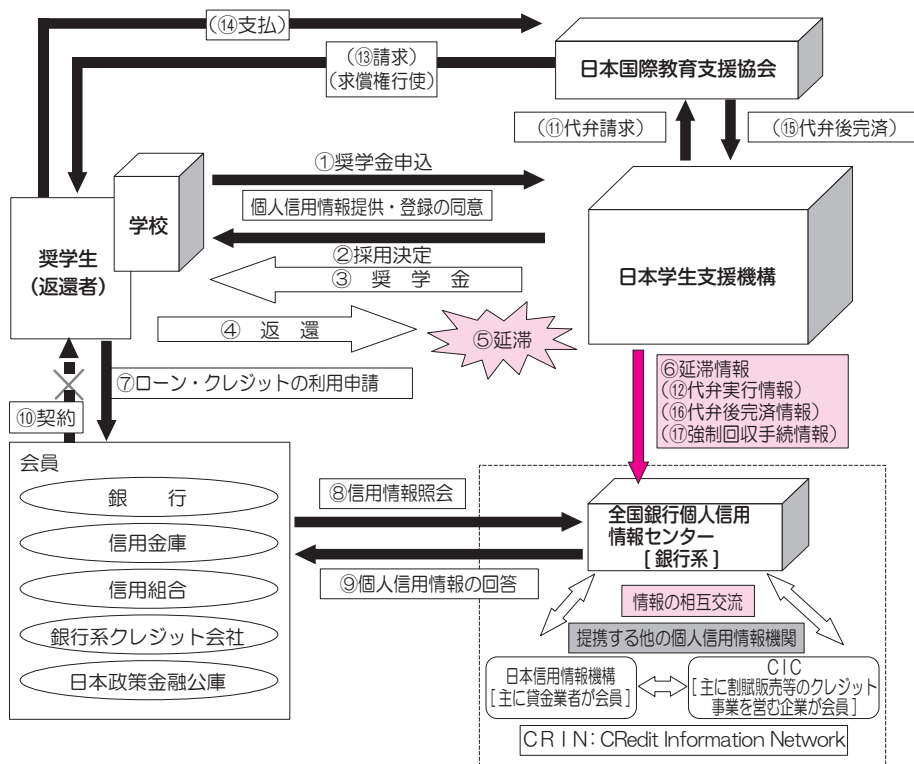


個人情報情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。



個人情報情報機関とは…
 会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人情報情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ①奨学金申込み（個人情報情報機関（含む提携個人情報情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生（返還開始後6か月経過時点で延滞3か月以上。6か月経過後以降は、延滞3か月になった時点）
- ⑥個人情報情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者（個人情報情報機関に延滞者として登録中）がクレジットカードの利用申請～契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請

⑧会員からの信用情報照会

- ⑨個人情報情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約可否

4. 機関保証制度加入者の例（代位弁済実行～代位弁済実行後完済）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫個人情報情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑬保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑭返還者から協会への支払
- ⑮完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ（代位実行後5年以内）
- ⑯日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人情報情報機関へ（代位実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

- ⑰強制回収手続情報の登録（給与差押等）

II. 貸与を受けている間の注意事項

奨学生に採用された後は、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。

1. 在学中は、学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、学校からの呼び出しには必ず応じてください。
2. 貸与期間中は、毎年 1 回学校を通じて「貸与額通知書」を交付します。記載されている貸与月額、貸与終りまでの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに、機関保証を選択した人は保護者（父母又は未成年後見人等）とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直してください。そのうえで、「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出する必要があります。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。
3. 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。
4. 貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。
5. 学校から渡された「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解するようにしてください。



「奨学金継続願」の未提出、学業成績不振等の場合は、奨学金は打ち切られます（廃止されます）。

III. 貸与終了後の返還

1 返還方法の概略

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて 7 か月目に返還が始まります（3 月終了の場合、10 月）。返還は、金融機関の口座からの自動引落し（これに使用する口座を「リレー口座」と呼ぶ）によって行われます。引落し日は毎月 27 日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。返還は割賦払いで、「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを「返還誓約書」提出時に選択します（13 ページ「**3** (1) 割賦方法の選択」参照）。毎月の返還額は、貸与を受けた金額と割賦方法に応じて決まります。

2 貸与終了時の手続き

金融機関の窓口で、口座振替（リレー口座）の加入手続きをしてください。その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを学校に提出してください。

3 減額返還及び返還期限の猶予

次の場合には、返還者からの願い出等によって返還期限の猶予等を認めることがあります。

- (1) 貸与終了後に学校に在学（進学）する場合は、届け出によって返還期限を猶予します。在学期間終了の翌月から数えて 7 か月目に返還が再開します。
- (2) 傷病、経済困難等によって、決められた金額での返還が出来ない場合には、減額返還（1 回当たりの返還額を半額にし、返還期間を倍にする）または返還期限の猶予を願い出ることができます。これらの措置を希望する場合は、まず、定められた事由に該当するかを確認し、これに該当するときは所定の手続きをとってください。
- (3) 減額返還・返還期限の猶予を希望する場合は必要書類を添えて願い出てください。願い出が承認されない限り、通常の返還の扱いとなります。

また、1 回の願い出で承認される減額期間・猶予期間は最長 1 年です。期間満了後も継続して減額返還・返還期限の猶予を希望する場合は、期間満了前に更新手続きが必要で

4 返還の延滞と延滞金

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦元金（利息を除く）の額に対し、年（365 日当たり）5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。また、人的保証の場合は連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続きを行います。法的手続きを行った場合、その手続き費用も併せてお支払いいただきます。機関保証の場合は、30 ページ（第 4 部 関係資料 [資料 5](#)）「**2** 奨学金の返還を延滞した場合」を参照してください。



返還中は、あなたの住所や勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。



減額返還が承認されると、併用返還で返還していても月賦返還に変更になります。



期限の利益とは…

期限が付けられることによって生ずる当事者の利益をいいます。返還期日が到来するまではその返還を待ってもらえるところを、期限の利益を剥奪された場合は、返還期日未到来分を含めた元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求されます。

申込みは、奨学金を希望する人が、インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページにアクセスし、必要事項を入力して行います。このことを「スカラネットによって申し込む」といいます。

以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。なお、申込書類の提出がない場合は、申込みを受け付けることができません。

- 申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。
- スカラネットによって申込みを行います（22 ページ～ 25 ページ参照）。

1 在学する学校から本冊子「奨学金を希望する皆さんへ」等申込みに必要な書類を受け取ります。学校への書類の提出期限を確認してください。

2 別紙「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）をよく読み、内容を確認のうえ、本人・親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）がそれぞれ記入・自署・押印します（同一筆跡、同一印鑑、スタンプ印不可。氏名は本名を記入してください。確認書兼同意書の記入例参照）。

3 「収入に関する証明書類」（14～18ページ）を参考に証明書類をととのえます。また「スカラネット入力下書き用紙」（18ページと19ページの間にはさみ込んでいます。）7/8画面「J-特記情報」に該当する項目があれば、「特別控除に関する証明書類」（21ページ）を参考に証明書をとのえてください。書類によっては時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

4 証明書類等をもとに「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入します。

5 定められた期限までに右記チェックリストの書類を学校へ提出します。提出前に書類がととのっているかチェックしましょう。証明書類はコピーでの提出可のものもありますが（16～18ページ参照）、提出された書類は返却しませんので、特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

6 学校が提出書類を審査のうえ、「識別番号（ユーザID・パスワード）」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されますので、定められた期限までにスカラネットにアクセスして申し込んでください。

7 入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記し、再度、「スカラネット入力下書き用紙」を学校へ提出してください。



- ① 「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
- ② スカラネット入力時の本人住所は、住民票の住所を入力してください。
- ③ ①②どちらも同じ住所の場合は、住民票の住所となります。



- 学校へ提出する前に、書類がととのっているかチェックしましょう!!
（以下チェックリスト）
- 確認書兼同意書
 - スカラネット入力下書き用紙
 - 収入に関する証明書類
 - 特別控除の証明書類（該当者のみ）
 - その他学校が指定する書類



スカラネット（奨学金申込専用ホームページ）のアドレスは、<http://www.sas.jasso.go.jp/>です。定められた期限までに申込入力をしなければ受付できません。ご注意ください。



重要

個人番号（マイナンバー）について

申込みの際、個人番号（マイナンバー）カードの写しや通知カード等の個人番号（マイナンバー）が記載された書類は、**提出しないでください。**

申込み後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は学校に確認してください）。採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校または機構が責任をもって廃棄します。

2 「奨学生証」・「返還誓約書」等の交付

(1)「奨学生証」、(2)「返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）、(3)「奨学生のしおり」、(4)「保証依頼書（兼保証委託契約書）」（機関保証制度選択者のみ）が学校を通じて交付され、4月から7月のいずれかの月に本人名義の口座に初回の奨学金（注2）が振り込まれます。

※初回振込み時において、奨学金の月額が数か月分まとめて振込まれる場合、奨学金の振込み額に乗じて保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

3 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、学校が定めた期限までに提出してください。期限までに提出しない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

(1) 割賦方法の選択

月賦返還、併用返還の2種類があります。「返還誓約書」上で返還しやすい方法を選択してください。

- ① 月賦返還… 借入金額に基づき機構が算出する割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。
- ② 併用返還… 借入金額を二分して月賦分と半年賦分とし、月賦分は上記①の方法で、半年賦分は6か月ごと（1月と7月）に引き落とします。よって1月と7月は他の月の約7倍の引き落とし金額となります。

(2) 人的保証制度を選んだ人

本人の自署・押印、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と、次の書類の添付が必要です。

- ① 市区町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）
- ② 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）及び収入に関する証明書類（コピー可）
- ③ 保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可）
- ④ （例外として、連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない成人及び保証人に65歳以上の人を選任する場合）「返還保証書」及び資産等に関する証明書類

(3) 機関保証制度を選んだ人

本人の自署・押印及び「本人以外の連絡先」の人の自署と、次の書類の添付が必要です。

- ① 市区町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）
- ② 保証依頼書（兼保証委託契約書）



重要

個人番号（マイナンバー）について

コピー不可の提出書類（「住民票」・「印鑑登録証明書」等）は、**個人番号（マイナンバー）**が記載されていないものを取得したうえで提出してください。



(注1)

振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

(注2)

初回振込み時は、貸与始期（4ページ「1 奨学金の種類」表参照）からの月額がまとめて振込みされます。

第二種奨学金で貸与始期を8月または9月で希望した場合は、初回振込みは8月または9月になります。



「返還誓約書」で決めた割賦方法は原則として変更できません。



申込者が未成年者の場合は、人的保証制度・機関保証制度ともこれに加えて親権者または未成年後見人の自署・押印が必要です。



「住民票」及び「印鑑登録証明書」は、返還誓約書に印字された日付（奨学金申込日）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

Ⅲ. 提出書類

12ページ「I. 申込手順」で、全体的な流れを確認のうえ、申込手続きを行ってください。

1 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書（確認書兼同意書）

「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」の記載内容（個人情報情報の取扱いに関する同意条項を含む）をよく読み、内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が記入・自署・押印をして、必要な書類を添付して提出してください。

（注）個人情報情報機関については、10ページ・33ページを参照してください。

2 収入に関する証明書類

(1) 証明書類が必要となる対象者

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入に関する証明書類を用意してください（退職金等、臨時的な収入は含まれません）。

収入に関する証明書類は、次の人のものが必要です。

- ① 父母がいる場合 → 父母それぞれの証明書類
- ② 一人親の場合（両親が離婚している場合を含む） → 父または母（本人と生計をともにしている人）の証明書類
- ③ 父母が両方ともいない場合 → 父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人それぞれ）の証明書類

（注）申込日現在で父母等無職・無収入の場合

- ① 配偶者が専業主婦（夫）で扶養になっていても収入（無収入を含む）の証明書類が必要です（例1参照）。父または母に収入がない場合は、収入がないことの証明書類（所得金額0円と記載のある「所得証明書」等。その時点で取得できる直近の年の分で可）を提出してください。
- ② 現在の生活費がどのようにまかなわれているかにより、それに対応する証明書類が必要です。
- ③ 遺族年金、生活保護費、祖父母からの援助等、非課税の収入についても、給与所得として取り扱います。

	状態	書類必要(○)・不要(×)	必要書類
例 1	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：無収入 （専業主婦など）	○	所得金額0円と記載のある所得証明書 または所得金額0円と記載のある非課税証明書
例 2	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
例 3	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：無収入 （専業主婦など）	○	所得金額0円と記載のある所得証明書 または所得金額0円と記載のある非課税証明書
例 4	父：自営業	○	確定申告書（第一表と第二表）
	母：パート	○	源泉徴収票
例 5 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	（書類不要）
例 6 ※一人親の場合	母または父：会社員	○	源泉徴収票
	兄：会社員	×	（書類不要）
例 7 ※一人親の場合	母または父：パート （祖父母からの援助あり）	○	源泉徴収票 援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
例 8 ※家計支持者が 3人以上	父：会社員	○	源泉徴収票
	母：パート	○	源泉徴収票
	祖父：年金	×	（書類不要）

（注）無収入…機構では、祖父母からの援助金、慰謝料等の非課税の援助金、障害・遺族年金、生活保護、児童扶養手当、児童手当等の公的手当を含む一切の援助を受けていない状態を無収入といたします。

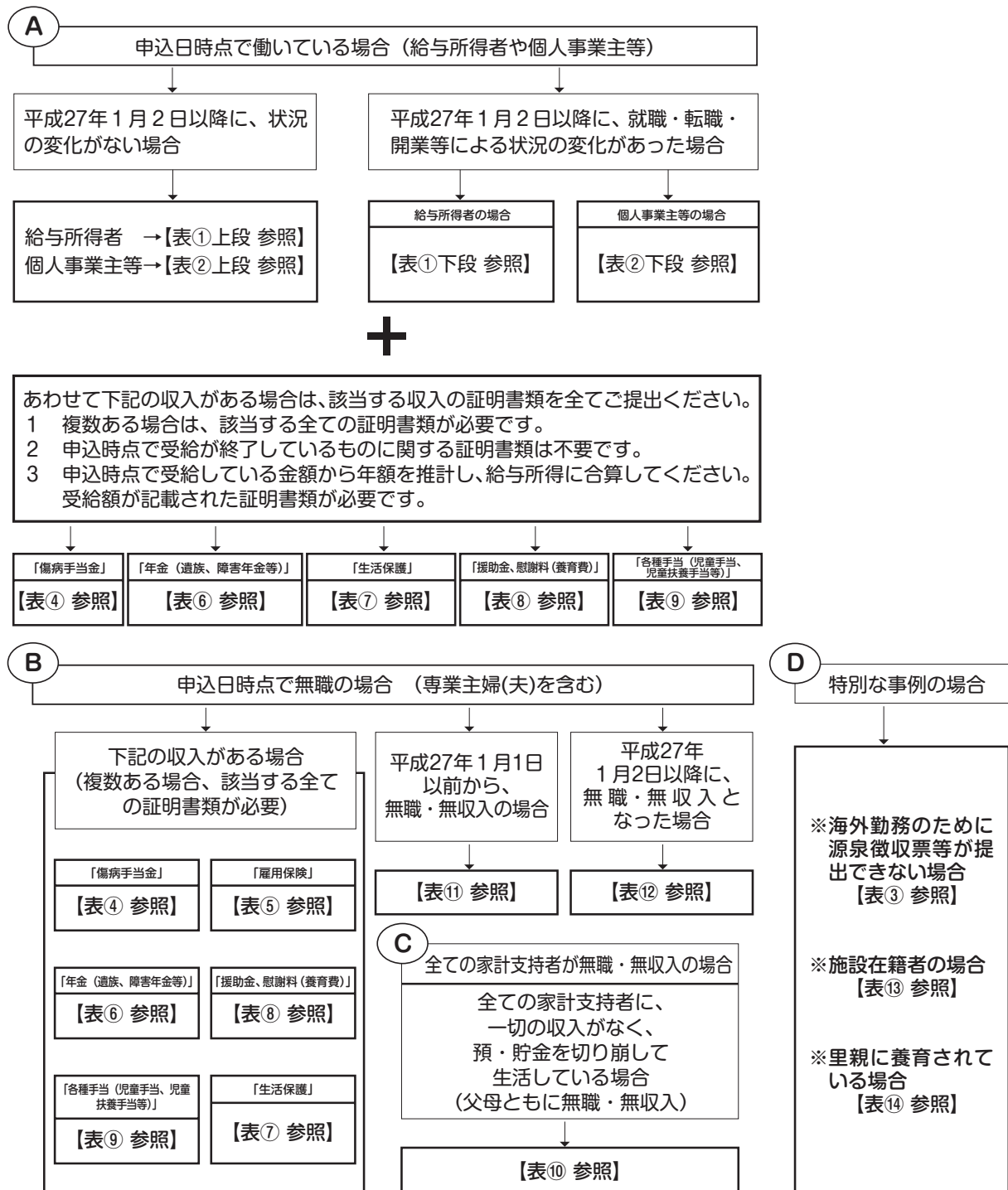
Ⅲ. 提出書類

(2) 現在の就業状況に応じた提出書類

「申込日現在における家計の収入状況が一年間続いた場合の金額」を証明する証明書類の提出が必要です。
 申込日現在の状況で該当する項目を、以下のA～Dの中から選択し、必要な書類を確認してください。

- A 「申込日時点で働いている場合」
 B 「申込日時点で無職の場合（専業主婦（夫）を含む）」
 C 「全ての家計支持者が無職・無収入の場合」
 D 「特別な事例の場合」

※証明書類の詳細については、【参照】の番号により「(3) 収入に関する証明書類の提出一覧」（16ページ～18ページ）の該当する箇所を確認してください。



Ⅲ. 提出書類

(3) 収入に関する証明書類の提出一覧

15ページ「(2) 現在の就業状況に応じた提出書類」の図の区分に応じて必要な証明書類をまとめてあります。表の最後に記載している注意事項もよく読んでください。

●(注1)～(注8)は、18ページに記載していますので、あわせてご覧ください。

●複数の収入がある人は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。

(例) パートをしていて、各種手当を受給している。→下表の①及び④の証明書類を提出

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
① 給与を受けている	<p>平成27年1月2日以降に就職・転職なし</p> <p>源泉徴収票のコピー（勤務先から平成28年1月に交付） 勤務先に依頼すれば何度でも発行されます。 ※支払報告書は受付できません。 ※2か所以上から給与を得ている者(注1)参照 ※海外勤務者(注3)参照 19ページ「1 源泉徴収票を用いる場合」も、あわせてご覧ください。</p>	<p>源泉徴収票 「支払金額」を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。</p>
② 商店・農業等を営んでおり確定申告をしている	<p>平成27年1月2日以降に就職・転職あり</p> <p>年収見込証明書（新勤務先発行）あるいは新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※源泉徴収票は受付できません。 ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※(注2)参照</p> <p>平成27年1月2日以降に開業・廃業等なし</p> <p>税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）(控)のコピーあるいは受付印のある市(区・町・村) 民税・県(都道府) 民税申告書(控)のコピー (平成28年2月～3月に申告したもの)(注3)参照 ※確定申告書(控)に税務署の受付印がない場合の取扱い(注4)参照 ※電子申告をした場合の取扱い(注5)参照 ※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の取扱いについて(注6)参照 20ページ「2 所得税の確定申告書を用いる場合」も、あわせてご覧ください。</p>	<p>年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※年収見込証明書は、年収見込額を入力します。 ※給与明細のコピーを使用する場合は、左記必要書類の余白に計算式(下記)を、あらかじめ記入してください。その金額を入力します。 計算式 平均月収×15 平均月収×12 (ボーナスの出ないことが明らかな場合) 書類に計算式記入無しの場合は、×15で計算します。</p> <p>「確定申告の控における収入・売上金額」欄、「確定申告の控における所得金額」欄へ、それぞれ入力します。 ※税務署の受付印がない場合(注4)もスカラネット入力においては、確定申告書の金額を入力します。 ※給与収入が含まれている場合 収入金額等の給与収入部分は、「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。詳しくは、20ページ「◆平成27年分確定申告書Bの例」をご覧ください。</p>
③ 海外勤務のために源泉徴収票や確定申告書(控)が提出できない場合	<p>平成27年1月2日以降に開業・廃業等あり</p> <p>直近3か月以上の帳簿等のコピー ※(注2)参照 ※確定申告書は受付できません。</p> <p>会社の給与支払明細書（平成27年1月～12月分）もしくは 昨年1年間の年収証明書（勤務先から証明を受けてください。様式自由） ※証明書の余白に「海外勤務」と記入してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点での円換算の計算式を余白や別紙に記入してください。</p>	<p>年収、所得を推算し「確定申告の控における収入・売上金額」欄に記入します。左記必要書類の余白に計算式を記してください。 ※計算式の記入がないときは選考を受けられなくなります。</p> <p>年額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本円以外の通貨で作成されている場合は、日本円に換算して入力してください。</p>
④ 傷病手当金を受給中	<p>傷病手当金通知書のコピー (全国健康保険協会等より交付)</p>	<p>年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式(年額)を記入してください。給与も支給されている場合は、休職中の年収見込証明書または給与明細のコピーも添付し、合算します。</p>

Ⅲ. 提出書類

収入状態	必要書類	スカラネット入力の説明
⑤雇用保険基本手当（失業給付）を受給中	雇用保険受給資格者証のコピー (ハローワークより交付)	〔基本手当日額×所定給付日数－平成27年12月以前の受給額〕を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式を記入してください。
⑥年金を受給中（※遺族年金を含む）	年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー (日本年金機構等より交付)	年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑦生活保護を受給中	生活保護決定（変更）通知書のコピー (住所地の市区町村福祉事務所より交付) ※（注7）参照	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式を記入してください。
⑧祖父母（または親戚等）からの援助金や離婚後養育費	援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）（注8）	援助の年額を給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
⑨各種手当（児童扶養手当、児童手当など）	通知書のコピー (住所地の市区町村より交付)	年額を推算し給与とみなします。 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。 ※左記必要書類の余白に計算式（年額）を記入してください。
⑩収入が無く、預貯金を切り崩して生活（父母ともに無職・無収入の場合）	生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月分程度の記帳の部分）のコピー 及び収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください） 及び所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑪平成26年1月1日以降、申込時点まで収入が無い（専業主婦・夫等）	所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー（市区町村発行）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します
⑫年度途中で退職し、その後無職・無収入（父母いずれか一方がこの状態になった場合）	収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑬申込者本人が施設在籍者	施設在籍証明書（施設長より交付）	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。
⑭里親による養育を受けている	児童（里親）委託証明書 (児童相談所より交付)	「源泉徴収票等における支払金額」欄に「0（ゼロ）」と入力します。

（注1）～（注8）は、次の18ページに記載していますので、あわせてご覧ください。

Ⅲ. 提出書類

(注1) 同一人で2か所以上から給与を得ているため、確定申告をした場合は、源泉徴収票の代わりとして税務署の受付印のある確定申告書（第一表・第二表）あるいは受付印のある市（区・町・村）民税・県（都道府）民税申告書（控）のコピーを提出してください。その際は、確定申告書の収入金額等欄の給与額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。また、給与と各種手当を受けている場合も合算金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。

収入状態	スカラネット入力の説明
2か所以上から給与を受けている	給与所得欄の「給与」の金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力します。
給与（または公的年金等）を受けており、かつ商店・農業等を営んでいる	収入金額欄の「給与」、「公的年金等」の合計金額を「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力、それ以外の項目の合計金額を「確定申告の控における収入・売上金額」欄に入力、所得金額の「給与」、「公的年金」以外の項目の合計を「所得金額」欄に入力します。

(注2) 平成27年1月2日以降に家計の状況に変更（就職・転職等）があった場合、源泉徴収票あるいは確定申告書（控）では申込日現在の状況を証明できません。16ページの表に記載のとおり、書類を準備してください。

(注3) 「市民税・県民税申告書（控）」は確定申告書（控）と同等の効力を持ちます。「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は**証明書類として認められません**。

(注4) 確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は、確定申告書（控）に、市区町村発行の所得証明書または課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）のいずれかを添付し、2点を提出してください。

(注5) 確定申告を電子申告（e-Tax）により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知:「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付することにより、税務署受付印とみなします。

(注6) 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」は、確定申告を行う必要がある所得ですので、確定申告書（控）を提出してください。

(注7) 生活保護適用証明書（金額の記載のないもの）は不可です。必ず保護受給額が記載された証明書を提出してください。

(注8) 他に収入がなく援助のみで生活している場合は、必要書類に加えて、所得金額0円と記載のある所得証明書または所得金額0円と記載のある非課税証明書のコピー、及び収入に関する事情書（書式は学校から受けとってください）を提出してください。

所得金額0円と記載のある所得証明書（例）

平成27年度 特別区民税・都民税 課税証明書

賦課期日現在の住所	東京都新宿区桜ヶ丘1-2-3		
氏名	奨学 一郎		
平成26年中の所得等	発行番号 12345		
総所得金額等	0	区民税 所得割額 都民税	区民税 所得割額 都民税
給与収入額	0	減免額	0
年金収入額	0	年税額	¥300,000
所得内訳 種類 金額		証明書交付時の 納付すべき税額	
税額 控除等 非課税理由		(注意) 〇〇〇長は証明しないことを示します。	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
平成 28年 4月30日 ○ ○ ○ 長 ○ ○ ○ 長之印			

3 その他

(1) 特別控除に関する証明書類（コピー可）

21ページをご覧ください。該当者のみ提出が必要です。

(2) その他学校が指定する書類

その他学校から指定する書類の提出を求められた場合は、その指示に従ってください。

IV. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」⑧ページ「I-あなたの家族情報」の収入について記入例を図解しますので、参照のうえ正しく記入してください。

金額は1万円未満を切り捨てします。

なお、退職金等一回限りの臨時的な収入は、含まれません。「スカラネット入力下書き用紙」に記入する際は、計上しないでください。

1 源泉徴収票を用いる場合

下図の源泉徴収票の例と、「スカラネット入力下書き用紙」(抜粋)により説明します。

(1) 必要な数字は「支払金額」

会社員やパート等、給与所得の場合に必要なとする数字は、源泉徴収票の「支払金額」(税込金額)です。例では、8,309,654円→830万円となります。

(2) 「支払金額」の記入先

上記830万円の記入先は、「スカラネット入力下書き用紙」⑧ページ「I-あなたの家族情報」3-(e)-1) 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

(注) 複数の定期的な収入(給与と年金など)がある場合は、それらの収入に関する証明書類から税込金額の合計を算出し、3-(e)-1) に記入してください。

◆平成27年分源泉徴収票の例

平成27年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所 東京都新宿区市谷本村町 99-9				氏名 ショウガク イチロウ 奨学 一郎		(受給者番号) 〇〇〇〇〇1			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600							
控除対象配偶者の有無等	控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
* 有無等	3			899,448	50,000	3,000					
(概要) 住宅借入金等特別控除可能額				国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額			
居住開始年月日				(妻) 春子 (長男) 太郎 (二男) 次郎 (長女) 花子							
未成者欄	本人が障害者	その他	一般	特別	夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日
〇										27	〇 45 10 19

◆「スカラネット入力下書き用紙」(抜粋) ⑧ページ I-あなたの家族情報

3. (e) 昨年1年間の所得金額(複数の収入がある場合は、1)、2) 別に) を記入してください。

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 **830** 万円

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円



☆源泉徴収票 提出時の注意! ☆

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合は、証明書類として認められません。

源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。16ページで確認してください。(注) 中途就・退職ではないのに月日が記載されているときは、源泉徴収票余白に「転職(または就職、退職)ではない」と記入してください。

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

平成27年分 給与所得の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所				氏名		(受給者番号)			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
控除対象配偶者の有無等	控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有無等											
(概要) 住宅借入金等特別控除可能額				国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額		旧長期損害保険料の金額			
居住開始年月日											
未成者欄	本人が障害者	その他	一般	特別	夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日
										〇 27 10 1	

2 所得税の確定申告書を用いる場合

「所得税の確定申告書」（以下「確定申告書」という）の（控）に、**税務署の受付印**が押印されているものが必要です。電子申告の場合は、18 ページ（注 5）を確認のうえ、必要な書類をととのえてください。

下図の「確定申告書 B」の例と、「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）により説明します。

(1) 必要な「収入金額等」の数字

給与所得以外…⑦営業等～⑩配当、⑪その他の合計金額です。

給与所得 …⑫給与、⑬公的年金等の合計金額です。

（注）⑭短期～⑰一時の数字は使用しません。

例：給与所得以外…⑦営業等+⑩不動産＝8,974,084 円→897 万円（A）

給与所得 …⑫給与+⑬公的年金等＝3,780,280 円→378 万円（B）

(2) 必要な「所得金額」の数字

給与所得以外…①営業等～⑤配当、⑦雑（⑦雑のうち公的年金等は給与所得扱いのため除く）の数字が必要です。

ただし、「所得金額」がマイナスの場合は、その数字を「0（ゼロ）」として取り扱います。プラスの所得金額とマイナスの所得金額との相殺はできません。

（注）⑧総合譲渡・一時、⑨合計の数字は使用しません。

例：①営業等と③不動産の数字が対象

（誤）

（正）

①営業等 1,484,318 円

①営業等 1,484,318 円

③不動産 △120,000 円 ⇒

③不動産 △120,000 円（0（ゼロ）扱い）

計 1,364,318 円

計 1,484,318 円 → 「148 万円」（C）

(3) 「収入金額等」、「所得金額」の記入先

(A) 897 万円の記入先

「スカラネット入力下書き用紙」8 ページ「1-あなたの家族情報」3-(e)-2 給与所得以外の場合の「確定申告の控における収入・売上金額」欄です。

(B) 378 万円の記入先

「1-あなたの家族情報」3-(e)-1 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

(C) 148 万円の記入先

「1-あなたの家族情報」3-(e)-2 給与所得以外の場合の「所得金額」欄です。

◆平成 27 年分確定申告書 B の例

北 税務署長 平成 27 年分の所得税の確定申告書 B
28 年 3 月 1 日

住所 〒116-2-99 東京都新宿区三軒茶屋 1丁目99-9 氏名 奨学 一郎
性別 男 職業 家具販売 奨学家具店 奨学一郎 本人
生年月日 3/4/02 02 電話番号 055-000-0000

収入金額等	⑦営業等	1,484,318
	⑩不動産	△120,000
所得金額	①営業等	1,484,318
	③不動産	△120,000
合計		1,364,318

収入金額の⑦給与及び⑬公的年金等は給与所得として扱うため、(e) 1) 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力してください（注）。

所得金額の⑥給与と⑦雑のうち年金額は、どちらも金額に関わらず「0」として扱います。

◆「スカラネット入力下書き用紙」（抜粋）8 ページ「1-あなたの家族情報

3. (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別）を記入してください。

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 378 万円(B)

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 897 万円(A)

所得金額 148 万円(C)

（注）⑫給与及び⑬公的年金等は、証明書類として源泉徴収票や振込通知書の代わりに確定申告書を提出しても、給与所得として取扱います。

3 特別控除に関する証明書類

次の(1)～(5)に該当する場合で証明書類が提出できる場合((1)は除く)は、特別控除を受けることができます。該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」9ページ「J-特記情報」欄に必要事項を記入してください。(2)～(5)は証明書が提出できない場合は、特別控除を受けることができません。

(1) あなたの家族は、母子または父子家庭ですか。

該当する場合は、在籍する学校で面談等により認定(事実確認)を受けてください。

(2) 家族の中に障害のある人がいますか。

該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。

(3) 主に家計を支えている人(父及び母またはこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している場合、別居による住居・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費はいくらですか。

該当する場合は領収書のコピーを提出してください(単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可)。「通帳のコピーのみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付がない場合は、控除の対象となりません。

別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

上記に掲げる項目以外(引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等)は控除の対象となりません。

(4) あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合、療養のために必要な1年間の支出金額を推算するといくらになりますか。

該当する場合は直近6か月分(長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分まで)の領収書のコピーを提出してください(長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可)。1年間の支出金額の計算式を添付してください。

控除の対象項目	証明書等	発行者(所)
医師または歯科医師への診療・治療費	・経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)	・病院等(医師) ・看護人(派出所) ・薬局 ・介護サービス提供事業者等
病院、診療所への入院費用		
マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費		
治療または療養のための医薬品費		
病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る。)		
看護人に対して支払う費用(賄い費を含む。)		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額		

- *健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。
- *光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。
- *証明書類は一切返却しません。後日原本が必要となるもの(医療費の領収書等)は必ずコピーを提出してください。
- *申込時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。

(5) この1年間に火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある場合、その1年分の金額はいくらですか。

該当する場合は、被害を受けたことの証明書(罹災証明書・盗難届の証明書(届出受理番号等))と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。支出の増加または収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。

(注) 保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので、注意してください。

※(3)～(5)についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。 例) 14,300円→2万円

V. スカラネットによる申込み

学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください。送信した申込内容は原則として変更できません。

奨学金を申込み際、下記の 10 項目を必ず確認する必要があります。

これらの項目は、スカラネット（インターネット）の最初の画面で表示される**重要事項**ですので、必ず確認したうえで申し込みを進めてください。

確 認 事 項

- ①日本学生支援機構の奨学金は**貸与制（借りるもの）**です。このため、奨学生本人（自分自身）に貸与を受けた奨学金の**返還義務**があります。
- ②借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。**奨学金の貸与月額**は、**月々必要となる金額**をよく考えて選ぶ必要があります。
- ③奨学金を借りる際は、「**人的保証**」か「**機関保証**」のいずれかを選ぶ必要があります（ただし、**海外留学奨学金は、「人的保証」と「機関保証」の両方**を選ぶ必要があります）。「人的保証」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。「機関保証」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。
- ④日本学生支援機構の奨学金には、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）があります。第二種奨学金（有利子）を借りる際は、利率の算定方法として「**利率固定方式**」か「**利率見直し方式**」のいずれかを選ぶ必要があります。
- ⑤奨学生になった後は、毎年 1 回、奨学金継続の意思を確認するために「**奨学金継続願**」を提出する必要があります。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振による留年や卒業延期の恐れがある場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。
- ⑥**奨学金の返還は、口座振替（リレー口座）**により行います。貸与が終了した時（学校が定める期日までに）に口座振替加入手続きを行う必要があります。
- ⑦**返還は、貸与終了後 7 ヶ月目から**始まります。
- ⑧**住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る**必要があります。
- ⑨返還が困難となったときは、毎月の返還額を半分に減額し返還期間を延長する「**減額返還制度**」や、一定期間返還期限を先延ばしする「**返還期限猶予制度**」を利用できる場合があります。減額返還や返還期限猶予を利用するには、日本学生支援機構へ願い出て、承認を受ける必要があります。
- ⑩所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。

1 スカラネット入力に関する注意事項

- (1) スペース、半角のカタカナ、全角の英数字は認識されませんので、入力しないでください。また、申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 入力文字については、26ページ（第4部 関係資料 [資料 1](#)）を参照してください。
- (4) その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

2 スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

(1) ホームページアドレス (URL) の入力

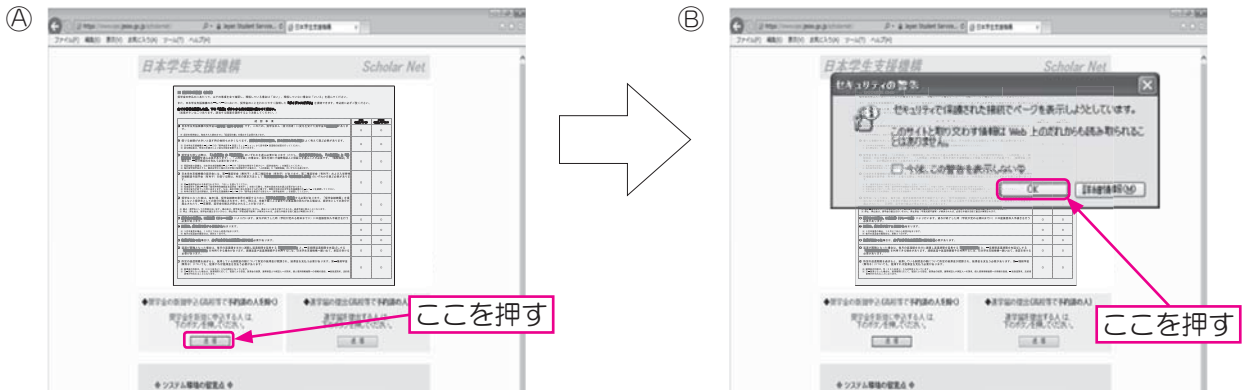
- ① 次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると画面①の確認事項および送信ボタンが表示されます。

http://www.sas.jasso.go.jp/

受付時間 8:00 ~ 25:00 ※ 24:00 ~ 25:00 は、翌日の受付扱いとなります。

例: 4月13日 24:00 ~ 25:00 (4月14日 0:00 ~ 1:00) の申込受付完了は、4月14日受付となります。

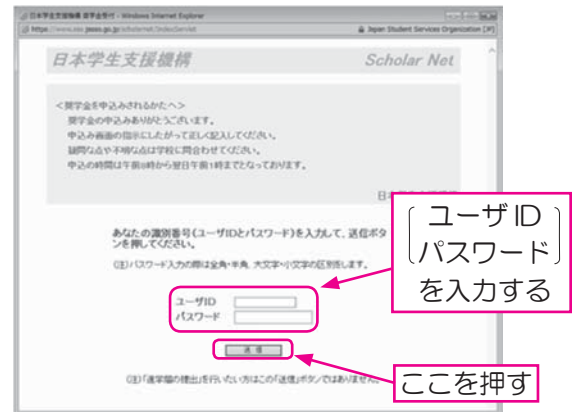
(注) 実際の画面と異なる場合があります。



- ② 画面①の確認事項を確認した後、「◆奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）」の送信ボタンを押してください。
 ③ 画面②のように「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は「OK」ボタンを押してください。次の画面に進みます。

(2) 識別番号の入力

- ① 識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。「ユーザID」は8桁の数字です。「パスワード」は入力すると*で表示されます。
 ※ 「パスワード」確認
 「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。
 ② 識別番号の入力が終わったら、画面下の送信ボタンを押してください。
 ③ 次の画面に進みます。



(3) 確認書の提出状況の入力

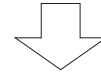
- 「提出しました」を選択し、「規定等を表示」ボタンを押すと、規定等が記載された画面が表示されますので、内容を確認してから送信ボタンを押して次の画面に進みます（規定等が記載された画面は、画面右上「X」ボタンを押して閉じてください）。もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。



V. スカラネットによる申込み

(4) 奨学金学種（学校）の選択

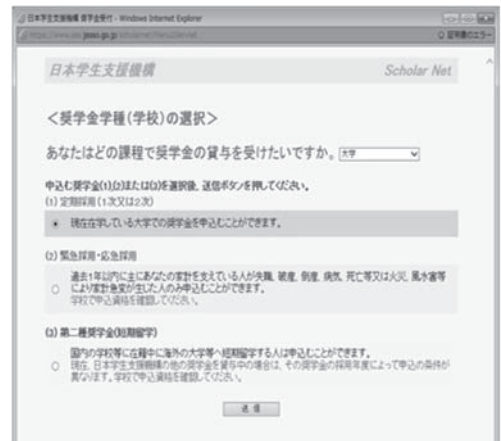
該当する課程を選択して次の画面に進みます。



(5) 申し込む奨学金の選択

学校の指示に従ってください。通常は右画面の(1)「定期採用」を選択します。「緊急採用・応急採用」は(2)です。

(1)～(3)の入り口を間違えると選考の対象になりませんので注意してください。



これより先は「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を、画面の指示に従って、入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、「送信」ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

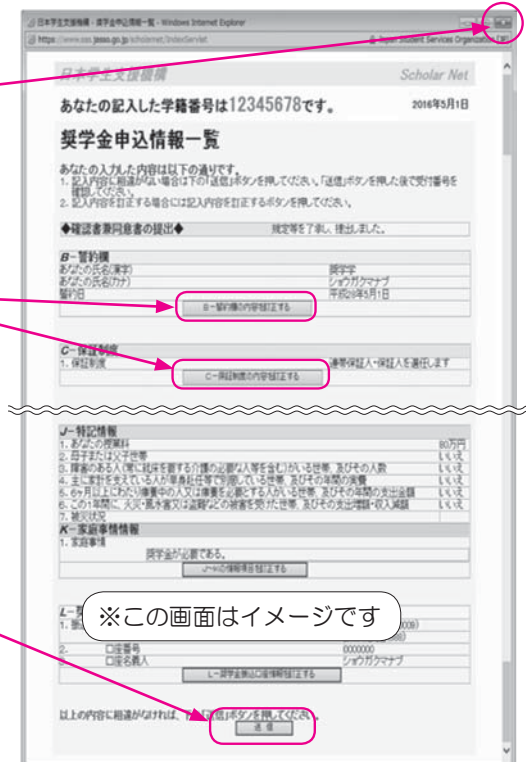
(6) 「奨学金申込情報一覧」(申込内容の確認・訂正)

各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、右上の強制終了ボタン「×」で入力を中止し、確認後に再度はじめてから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。

全項目の確認を終え、「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。



※この画面はイメージです

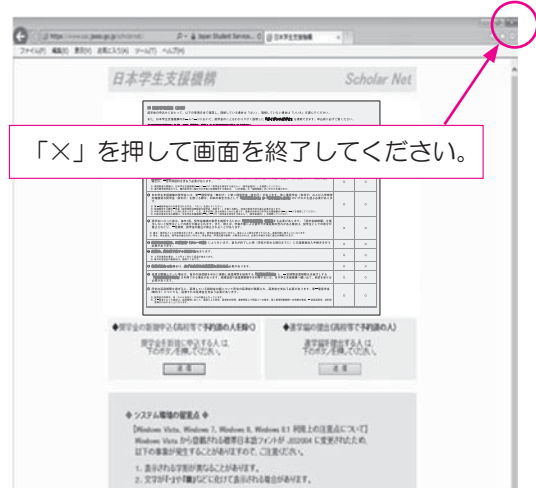
V. スカラネットによる申込み

(7) あなたの受付番号

「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてください。



(8) 申込画面の終了



以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

? こんな時どうするの

〈次の項目の入力に移る時は…〉

入力を終えるたびに[Enter]キーを押してその内容を確定し、[Tab]キーを押すか、またはマウスを利用して、次の入力欄に進みます。

- ・○ (ラジオボタン)、
- ・□ (チェックボタン) は、マウスでクリックしてください。

〈次の画面に進めない時は…〉

- ①入力に誤りまたはもれがある場合、[送信]ボタンを押しても次の画面に進めません。
- ②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
- ③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

〈入力の途中で間違いに気付いた時は…〉

- ①送信して次の画面に進んだ場合、途中で前の画面には戻れません。
- ②その際は、とりあえず残りの画面をすべて入力し「奨学金申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り間違いを直してください (24 ページ参照)。
- ③訂正が終わったら画面下の[確定]ボタンをクリックして「奨学金申込情報一覧」の画面に戻ってください。

〈入力の途中で強制的に終了がかかった時は…〉

この場合、

- ・入力許容時間 (8 分割中 1 画面あたり 30 分) をオーバーしてしまったか、
 - ・または機構がデータ更新処理を開始してしまったか、
- のいずれかが考えられます。

画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

資料1 スカラネット入力に係る注意事項

1 スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、

・OS：Windows 系 ・ブラウザ：Internet Explorer を前提としています。

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ (<http://www.sas.jasso.go.jp/>) のトップページを参照してください。

(注1) 携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末は、動作保証しておりません。

(注2) MAC OS や Firefox 等上記以外の環境下においても未確認のため、動作保証しておりません。

2 文字入力

(1) 旧字体や複雑な文字入力は、次のとおりの取扱いとなります。

- ①「崎」、「高」、「吉」、「濱」、「桑」、「柳」などの文字は、表示される場合もありますが、システム上入力することができません。
- ②該当する文字の新字体「崎」、「高」、「吉」、「浜」、「桑」、「柳」などで入力してください。
- ③新字体が無い場合は、カタカナで入力してください。
- ④カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、システム上入力することができません。「ヲ」と入力しても「オ」と読みかえることとなります。

(2) 機種依存文字は、入力が可能であっても、奨学生として採用後に機構から発行する帳票等に正しく表示されませんので、使用しないでください。この場合、適宜類似の常用漢字等を使用してください。

<使用できない文字の一例>

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳	
I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	i	ii	iii	iv	v	vi	vii	viii	ix	x
cc	cm	kg	KK	km	m ²	ng	mm	No.	TEL	ミ	キ	ウ	ク	グ	ト	ル	ル	ル	フ
伊	ドル	円	円	円	円	職	職	職	職	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
	"	„	Σ	L	φ	∠													

(3) 外国人氏名の入力は次のとおりの取扱いとなります。

- ①ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。(例：奨学 ジョン 太郎 ⇒ 奨学 ジョン太郎)
- ②氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄は、全てカタカナで入力してください。これ以外の場合は、①(例)のように入力してください。
- ③氏名(漢字)姓・名各5文字、氏名(カナ)姓・名各15文字まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください(名前が途中で切れてもかまいません)。

3 奨学金申込情報

奨学金を申し込むにあたり、スカラネットには奨学金申込情報として奨学金の種類(第一種奨学金、第二種奨学金)の選択方法が以下のとおり表示されます。事前に希望する選択方法を決めておく必要があります。

スカラネット E-奨学金申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種 第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種 第2希望：第二種 第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
(3) 第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第二種 第一種奨学金の基準に該当しない。または第一種奨学金を希望しない。
(4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	第1希望：第一種と第二種(併用) 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない(どちらか一方のみの貸与は希望しない)。
(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第一種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望する(第二種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第一種 第3希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種(併用) 第2希望：第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学金を希望する(第一種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。 ※第二種の奨学生番号の入力が必須。
(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。 ※第一種の奨学生番号の入力が必須。
(10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。 ※第一種の奨学生番号を入力。
(11) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金の貸与を希望する。 ※第二種の奨学生番号を入力。

(注1) 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与を受けることです。

(注2) (6) (7) を希望する人は、併用貸与が不採用になった場合を想定して第二種奨学金の月額を選択してください。採用後、貸与月額が高過ぎた場合は減額手続きができます。

(注3) (8) ~ (11) を希望し、不採用となった場合でも、それにより貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。

(注4) 緊急採用・応急採用を申し込む場合は、(1) (3) (4) (10) (11) の中から希望する1つを選んでください。

資料2 入学時特別増額貸与奨学金について

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)または(2)のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 奨学金申込時の家計基準における認定所得金額(注1)が0万円(マイナスを含む)となる人。
- (2) (1)以外の人で下記の書類を提出した人(第一種奨学金は①～③、第二種奨学金は①～④が必要)。
- ①「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」
 - ②日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書(お客さま控え)」のコピー
 - ③融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー
 - ④「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」
- ①、④の書類は学校から受け取ってください。
- (注1) 認定所得金額の算出方法については、7ページ **3** (2) 家計基準を参照してください。
- (注2) ③の通知文は、公庫が定める申込みの要件(借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること、借入申込金額が350万円を超えないこと、用途が教育資金であること、保護者等による申込みであること等)を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた方、または公庫が定める申込みの要件を満たさない方は、**入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。**
- (注3) 入学時特別増額貸与奨学金を利用するための理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込む場合(公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合)は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- (注4) 「国の教育ローン」の申込手続きの時期によっては、入学時特別増額貸与奨学金を初回振込時に送金できない場合があります。
- (注5) 人的保証制度を選択した人は、④の書類に連帯保証人及び保証人の自署・押印(実印)と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。

資料3 第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を含む)の利率の算定方法

1 利率算定方法選択制について

- (1) か (2) のいずれか一方を選択します。
- (1) 利率固定方式
貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。
将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- (2) 利率見直し方式
貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。
将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。
(将来、市場金利が上昇(下降)した場合は、貸与終了時の利率より高い(低い)利率が適用されます。)
- ※1 「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借入した資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です(財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します)。
- ※2 借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

2 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も貸与期間が終了する年度の一定期間前まで変更することができます。「第二種奨学金利率の算定方法変更届」(所定の用紙)を学校を通じて提出してください。人的保証の人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印(実印)、「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

この変更期限は年度によって異なります。貸与が終了する年度の4月以降、学校へお問い合わせください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の2～3か月前までに学校を通じて変更の手続きをしてください。

☆以下の場合は利率の算定方法を変更できません。

- (1) 振込保留中もしくは休・停止中の場合
- (2) 貸与期間が終了している場合
- (3) 第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合(入学時特別増額貸与奨学金は原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率及び利率の算定方法が確定するため)

3 増額貸与利率の算定方法

(1) 私立大学の医・歯・薬・獣医学課程及び法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、
 (2) 入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）
 を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。

増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

4 実際の利率について

実際に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）
 加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

資料4 奨学金の返還（月賦返還の例）

機構の奨学金は貸与であり、返還の義務があります。

貸与月額が増えると返還総額も増えます。返還額や返還回数にも影響します。下記の月賦返還の例（貸与月額ごとの貸与終了後の返還総額、月賦返還額、返還回数）を参考として、**返還する義務があることを十分自覚したうえで、申込みをしてください。**

1 第一種奨学金（貸与始期4月）

平成28年度短期大学及び専修学校専門課程入学者、貸与月数24か月

区分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数(期間)	
国公立 自宅・自宅外	30,000円	720,000円	6,666円	108回(9年)	
国公立	自宅	45,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)
	自宅外	51,000円	1,224,000円	8,500円	144回(12年)
私立	自宅	53,000円	1,272,000円	8,833円	144回(12年)
	自宅外	60,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)

平成28年度大学学部入学者、貸与月数48か月

区分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数(期間)	
国公立 自宅・自宅外	30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)	
国公立	自宅	45,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)
	自宅外	51,000円	2,448,000円	13,600円	180回(15年)
私立	自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
	自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回(18年)

平成28年度短期大学及び専修学校専門課程入学者、貸与月数36か月

区分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数(期間)	
国公立 自宅・自宅外	30,000円	1,080,000円	7,500円	144回(12年)	
国公立	自宅	45,000円	1,620,000円	10,384円	156回(13年)
	自宅外	51,000円	1,836,000円	10,928円	168回(14年)
私立	自宅	53,000円	1,908,000円	12,230円	156回(13年)
	自宅外	60,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)

平成28年度大学学部入学者、貸与月数72か月

区分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数(期間)	
国公立 自宅・自宅外	30,000円	2,160,000円	12,857円	168回(14年)	
国公立	自宅	45,000円	3,240,000円	14,210円	228回(19年)
	自宅外	51,000円	3,672,000円	15,300円	240回(20年)
私立	自宅	54,000円	3,888,000円	16,200円	240回(20年)
	自宅外	64,000円	4,608,000円	19,200円	240回(20年)

2 第二種奨学金（貸与始期4月）

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.63%（※）の場合		利率3.0%（上限）の場合		返還回数（期間）
			返還総額（元金+利息）	月賦返還額	返還総額（元金+利息）	月賦返還額	
30,000円	24か月	720,000円	742,967円	6,879円	833,004円	7,713円	108回（9年）
	36か月	1,080,000円	1,124,882円	7,812円	1,303,191円	9,050円	144回（12年）
	48か月	1,440,000円	1,504,529円	9,644円	1,761,917円	11,293円	156回（13年）
	72か月	2,160,000円	2,263,825円	13,474円	2,679,629円	15,950円	168回（14年）
50,000円	24か月	1,200,000円	1,249,883円	8,679円	1,448,002円	10,055円	144回（12年）
	36か月	1,800,000円	1,880,672円	12,055円	2,202,404円	14,117円	156回（13年）
	48か月	2,400,000円	2,523,141円	14,017円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	72か月	3,600,000円	3,843,511円	16,014円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
80,000円	24か月	1,920,000円	2,006,061円	12,859円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	36か月	2,880,000円	3,037,153円	15,818円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	48か月	3,840,000円	4,099,753円	17,082円	5,167,586円	21,531円	240回（20年）
	72か月	5,760,000円	6,149,683円	25,624円	7,751,445円	32,297円	240回（20年）
100,000円	24か月	2,400,000円	2,523,141円	14,017円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	36か月	3,600,000円	3,843,511円	16,014円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	48か月	4,800,000円	5,124,730円	21,352円	6,459,510円	26,914円	240回（20年）
	72か月	7,200,000円	7,687,147円	32,029円	9,689,270円	40,372円	240回（20年）
120,000円	24か月	2,880,000円	3,037,153円	15,818円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	36か月	4,320,000円	4,612,237円	19,217円	5,813,549円	24,222円	240回（20年）
	48か月	5,760,000円	6,149,683円	25,624円	7,751,445円	32,297円	240回（20年）
	72か月	8,640,000円	9,224,586円	38,436円	11,627,154円	48,446円	240回（20年）

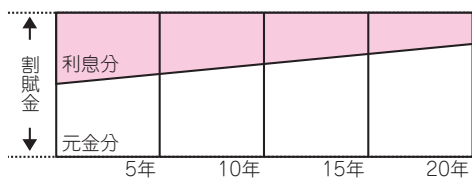
※ 平成27年3月貸与終了者の利率（利率固定方式）

（注）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

3 元利均等返還について

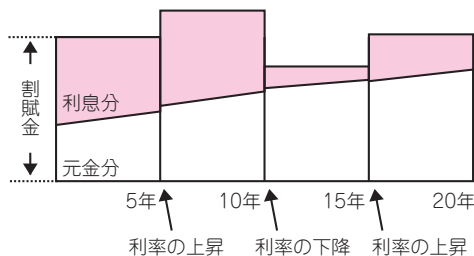
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減します。



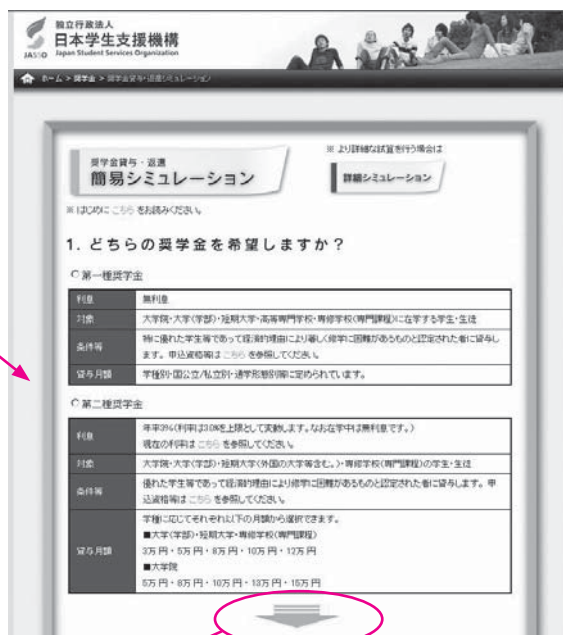
(注 1) 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。
 (注 2) 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

4 奨学金貸与額別の返還額等の試算について

機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができます。ご利用ください。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

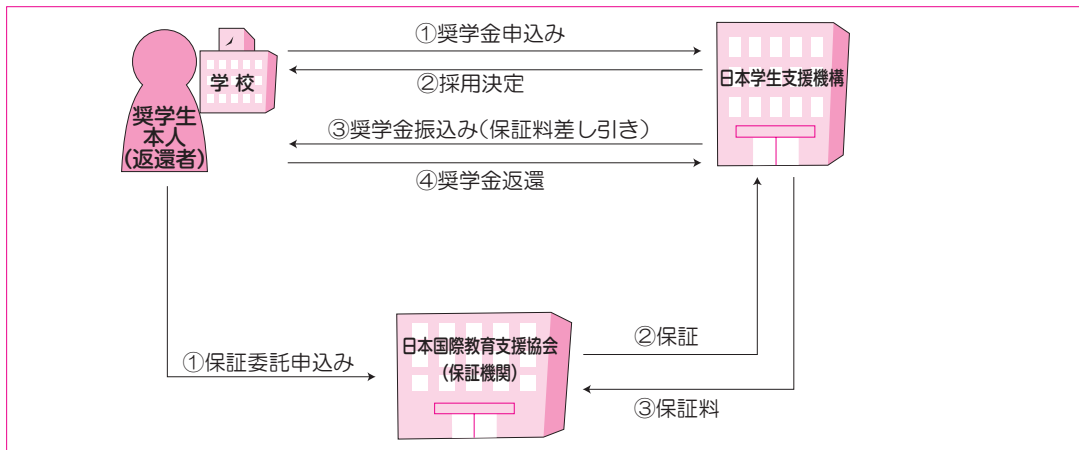
下図は「簡易シミュレーション画面」です。第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を同時に受ける「併用貸与」や、「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合は、「詳細シミュレーション画面」で試算してください。



- ◇ 条件を変更して何度でも試算できます。
- ◇ 印刷ボタンで印刷しておくとう便利です。

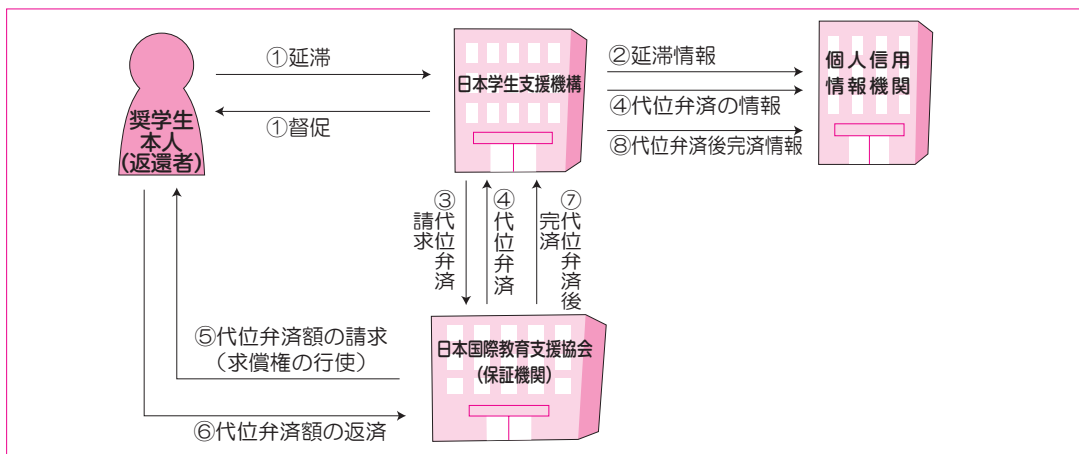
資料5 機関保証制度の仕組み

1 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① 本人が機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

2 奨学金の返還を延滞した場合



- ① 本人が奨学金の返還を延滞した場合、機構は本人に対し返還の督促を行います。
- ② 延滞3か月以上となった場合、本人の個人情報（延滞情報）が個人情報機関に登録されます。
- ③ さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関（協会）に対し、本人の奨学金の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
- ④ 保証機関（協会）が本人の奨学金の返還残額を機構に支払います（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。〔代位弁済〕
また、本人の個人情報（代位弁済の情報）が個人情報機関に登録されます。
- ⑤ 保証機関（協会）が本人に対し、機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ⑥ 本人は保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が増加されます。返済に応じない場合、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
なお、特別な事情がある場合は、保証機関（協会）は代位弁済額の返済方法について個別に対応します。
- ⑦ 本人が保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を機構に提供します（代位弁済実行後5年以内）。
- ⑧ 機構からの提供により本人の個人情報（代位弁済後完済情報）が個人情報機関に登録されます（代位弁済実行後5年以内）。

機関保証制度の約款については、32ページ（第4部 関係資料 **資料7**）を参照してください。

資料6 機関保証制度の保証料（目安）

1 第一種奨学金

区分	国・公・私立	自宅・自宅外	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
短期大学 専修学校 専門課程	国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	24	720,000	108	828
		自宅	45,000		1,080,000	144	1,606
	国・公立	自宅外	51,000		1,224,000	144	1,820
		自宅	53,000		1,272,000	144	1,892
短期大学 専修学校 専門課程 (3年制)	国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	36	1,080,000	144	1,054
		自宅	45,000		1,620,000	156	1,697
	国・公立	自宅外	51,000		1,836,000	168	2,051
		自宅	53,000		1,908,000	156	1,999
大 学	国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	48	1,440,000	156	1,114
		自宅	45,000		2,160,000	168	1,782
	国・公立	自宅外	51,000		2,448,000	180	2,143
		自宅	54,000		2,592,000	180	2,269
	私立	自宅外	64,000	3,072,000	216	3,137	

区分	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,038
	200,000		200,000	72	4,036
	300,000		300,000	84	7,017
	400,000		400,000	120	13,124
	500,000		500,000	120	16,405

2 第二種奨学金

区分	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
短期大学 専修学校専門課程	30,000	24	720,000	108	863
	50,000		1,200,000	144	1,884
	80,000		1,920,000	156	3,247
	100,000		2,400,000	180	4,630
	120,000		2,880,000	192	5,893
短期大学 専修学校専門課程(3年制)	30,000	36	1,080,000	144	1,113
	50,000		1,800,000	156	1,999
	80,000		2,880,000	192	3,869
	100,000		3,600,000	240	5,911
	120,000		4,320,000	240	7,093
大 学	30,000	48	1,440,000	156	1,181
	50,000		2,400,000	180	2,246
	80,000		3,840,000	240	4,657
	100,000		4,800,000	240	5,822
	120,000	72	5,760,000	240	6,986
	140,000		6,720,000	240	8,156
	160,000		10,080,000	240	7,910
		11,520,000	240	9,044	

(注) 大学(学部)の貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学または獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円(薬、獣医学課程)または 4 万円(医、歯学課程)の増額貸与を希望する場合に限ります。

3 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金(30万円を選択した場合)

区分	増額貸与額(円)	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料月額(円)
短期大学 専修学校専門課程	300,000	30,000	24	1,020,000	132	1,043	10,434
		50,000		1,500,000	156	2,031	12,186
		80,000		2,220,000	168	3,479	13,047
		100,000		2,700,000	180	4,632	13,896
		120,000		3,180,000	216	6,558	16,395
短期大学 専修学校専門課程 (3年制)	300,000	30,000	36	1,380,000	144	1,114	11,145
		50,000		2,100,000	180	2,281	13,689
		80,000		3,180,000	216	4,306	16,149
		100,000		3,900,000	240	5,913	17,739
		120,000		4,620,000	240	7,095	17,739
大 学	300,000	30,000	48	1,740,000	156	1,182	11,820
		50,000		2,700,000	180	2,247	13,482
		80,000		4,140,000	240	4,659	17,472
		100,000		5,100,000	240	5,823	17,469
		120,000	72	6,060,000	240	6,987	17,469
		140,000		7,020,000	240	8,157	17,481
		160,000		10,380,000	240	7,911	16,953
		11,820,000	240	9,046	16,962		

(注 1) 大学(学部)の貸与月額 14 万円及び 16 万円については、上記「2. 第二種奨学金」(注)をご覧ください。

(注 2) ここでは、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

(特記事項)

①この保証料は、基本月額に係る貸与利率については上限である 3.0%、増額部分の利率は 3.2%で貸与された場合のものであり、目安です。

あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。

②保証料は、機構が原則毎月の奨学金から差し引いて徴収し、保証機関(協会)に支払います。

③入学時特別増額分の保証料は、この奨学金が交付されるときに 1 回払いとなります。

機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関ししては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認められる順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成28年1月現在で作成してありますが、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おきください。

資料8 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。

①機構が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp>

・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

資料9 「所得連動返還型無利子奨学金」制度について

平成24年度から、第一種奨学金に「所得連動返還型無利子奨学金」制度が創設されました。この制度は第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、願い出により奨学金の返還期限を猶予する制度です。この返還期限の猶予に期間の制限はありませんが、機構へ1年ごとに願い出て承認を得ることが必要となります。

対象者は、第一種奨学金の採用者（大学院を除く）のうち、父母（または父母に代わって家計を支えている人）の年収・所得の合計額が次の金額以下となる人です。

- ・給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下
- ・給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下

第一種奨学金に申込みをした人の中から、この制度の基準に合致する人を機構において選考し、該当となる人に採用時に通知します。なお、この制度は第一種奨学金の中に設けるものです。種々の手続き等は第一種奨学金と同じですので、原則第一種奨学金の説明に従ってください。

詳細は、機構ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

「所得連動返還型無利子奨学金」制度に関するQ&A

- Q1. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度とはどのようなものですか？第一種奨学金とは別の奨学金ですか？
- A1. 本制度は、第一種奨学金の中に設けるものです。本制度は、学生等が返還への不安から奨学金の申込みを躊躇することのないよう、第一種奨学金に申し込んだ学生等の中から、家計状況が特に厳しい世帯の学生等を対象とし、奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返還期限を猶予する制度です（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び大学院の第一種奨学金は対象になりません）。
- Q2. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度を希望するにはどうすればよいですか？
- A2. 第一種奨学金に申し込んでください。第一種奨学金に申込みをした人の中で、本制度の基準に合致する人を機構において選考し、本制度適用の可否を決定して通知します（本制度に申し込むための追加手続きはありません）。
- Q3. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度が適用される第一種奨学生と、適用されない第一種奨学生とで手続き上の違いはありますか？
- A3. 手続きの上で両者に違いはありません。奨学生として採用後、返還誓約書を提出することや適格認定（奨学金継続願提出）の対象となること、また、そのほかの種々の手続き等に関しても同じです。
- Q4. 併用貸与は受けられますか？
- A4. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度の適用を受ける第一種奨学金と第二種奨学金との併用貸与を受けることができます。また、入学時特別増額貸与奨学金を受けることもできます。ただし、本制度が適用されるのは第一種奨学金（大学院を除く）についてのみです。第二種奨学金や入学時特別増額貸与奨学金には本制度の適用はありません。併用貸与を申し込むにあたっては、ご注意ください。
- Q5. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度が適用された場合は、貸与終了後、自動的に返還期限の猶予を受けられますか？
- A5. 本制度は、本人の収入が機構の定める一定額に達していない間について、機構に願い出て承認を受けることにより、返還期限が猶予される制度です。本制度の適用対象者で、貸与終了後、収入が機構の定める一定額に達していない者が本制度の適用を希望する場合は、収入に係る証明書類を添えて機構に返還期限の猶予を願い出ることが必要です。機構で書類等を審査して承認の可否を決定し、通知します。この願い出を行わないと返還期限の猶予を受けることはできず、返還が始まりますので、ご注意ください。
- なお、返還期限の猶予の承認は1年間です。翌年も収入が機構の定める一定額に達しておらず返還期限の猶予を受けたいときは、改めて願い出をする必要があります。その後も同様です。
- Q6. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度は、貸与終了後に一定額の収入が得られない間の返還期限を猶予するとのことですが、一度でも一定額を超えた場合は、その後、本制度の対象にはならないのですか？
- A6. 一定額を超えても、その後収入が減少して一定額に満たなくなった場合は、改めて願い出ることができます（収入が一定額を超えている間は返還期限の猶予が認められないため、返還が必要です）。
- なお、収入が一定額を超えている間に、災害、傷病など他の事由により返還が困難になった場合は、願い出により、返還期限の猶予が認められることがあります。

資料10 スカラネット・パーソナルについて

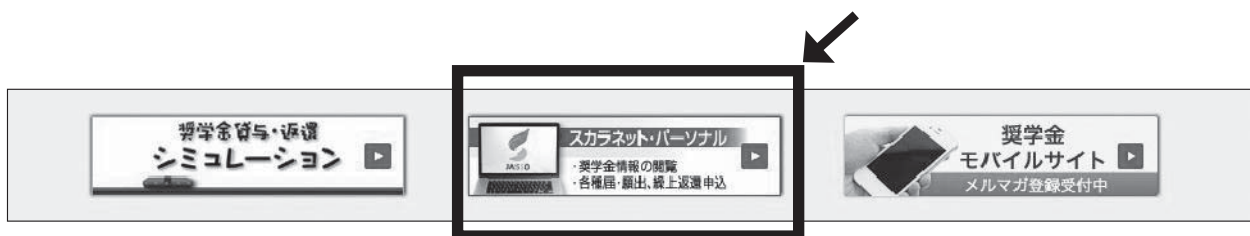
- ・スカラネット・パーソナル（以下「スカラネットPS」という）とは、機構の奨学金を貸与中の人や返還中の人、現在の自分自身の貸与月額や返還総額等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる機構の情報システムです。また、返還中の人、スカラネットPSを利用して転居・改姓・勤務先（変更）等の届出、返還期限猶予願・減額返還願の願出用紙の作成・印刷を行うことができます。
- ・「奨学金継続願」をスカラネットPSを通じて提出することとなりますので、採用となった場合には、必ず登録してください。
- ・具体的な登録方法等については、採用後の「奨学生のしおり」等でお知らせします。
- ・なお、以前に機構で奨学金の貸与を受けた方については、現在の返還明細等をスカラネットPSから確認することもできます。今回採用となった場合、その貸与終了後から、以前の貸与分もあわせて同時に返還していくことになり、高額な月額を選択するほど、将来の返還時に大きな負担となります。本当に将来返還できるか、現在の返還明細をもう一度確認し、申込みにあたっては慎重に判断してください。

◎ スカラネットPSにアクセスするには

以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①機構のホームページのトップページ画面下にあるバナーをクリックする。

<http://www.jasso.go.jp/>



②スカラネットPSのアドレスを直接入力する。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

ホームページ と モバイルサイトについて

- ★日本学生支援機構と奨学生の皆さんとの連絡は学校を通じて行われます。機構のホームページにおいても、随時情報を提供しています。
- ★モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日などの情報を掲載したメールマガジンも配信していますので、ぜひ登録してください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス

<http://daigakuic.jp/jasso/>



スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.sas.jasso.go.jp/>) へ接続してください。